



県章

群馬県報

平成28年
3月15日(火)
第9382号

目次

ページ

規 則		
○群馬県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則(管財課)		2
告 示		
○土壌汚染対策法による区域指定(環境保全課)		13
○保安林の指定施業要件の変更予定(森林保全課)		13
○道路の区域変更(道路管理課)		14
○道路の供用開始(同)		14
○道路の区域変更(同)		15
○道路の供用開始(同)		15
○同		15
○同		16
公 告		
○農業委員会ネットワーク機構の指定(農政課)		16
○都市計画下水道の変更に係る縦覧(下水環境課)		16
内水面漁場管理委員会指示		
○漁業法第六十七条第一項の規定等による指示の告示の一部改正		17
○同		17
○水産動物の保護に係る指示の一部改正		17
落 札		
○落札者等の決定(情報管理課)		17

■ 規 則

群馬県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十八年三月十五日

群馬県知事 大澤 正 明

群馬県規則第二十二号

群馬県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則

群馬県公有財産事務取扱規則(昭和六十一年群馬県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第八号中「き損」を「毀損」に改める。
別記様式第十五号から別記様式第十七号までを次のように改める。

別記様式第15号(規格A4)(第35条関係)

行政財産使用許可書

群馬県指令 第 号

使用者 住所
氏名

年 月 日付けで申請のあつた行政財産の使用については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第238条の4第7項の規定により、下記のとおり許可します。

年 月 日

(許可権限者)

印

記

(許可条件)

1 許可の基本事項

財産の名称	
財産の所在	
使用許可面積(数量)	
使用人員	
用途指定	
許可期間	年 月 日から 年 月 日まで

2 使用料及び光熱水費

(1) 使用料の額

使用料は、金 円とします。(年額金 円)

使用料には、消費税及び地方消費税相当額を含みます。

(2) 既納の使用料の不還付

既納の使用料は、県の都合により財産の全部若しくは一部を返還させた場合又は県が使用者の責めに帰することができない理由により財産の全部若しくは一部の使用ができなくなつたと認める場合のほかは、これを還付しません。

(3) 光熱水費の負担

電気、水道、ガス、電話料金等の経費(以下「光熱水費等経費」という。)は、使用者の負担とします。

この負担額については、県の定める基準により算定した額とします。

(4) 法令改正等による使用料及び光熱水費等経費の改定

法令改正等により必要があるときは、使用料及び光熱水費等経費を改定することができるものとします。

(5) 納入方法

使用料及び光熱水費等経費は、県の発行する納入通知書により、その指定期限までに指定場所において納入しなければなりません。

3 許可の取消し

(1) 許可の取消し

県が公用又は公共用に供するため必要があるとき、及び使用者が許可条件に違反したときは、法第238条の4第9項の規定により、使用許可を取り消し、又は変更することがあります。

(2) 許可の取消しに伴う損害の取扱い

県が法第238条の4第9項の規定により、使用許可を取り消し、又は変更した場合において、その取消し又は変更により使用者に損害が生じても、県は、その損害を補償しません。

4 使用許可財産の管理

(1) 使用者の管理義務

使用者は、使用許可財産を常に善良な管理者の注意をもって維持し、及び保存しなければなりません。

(2) 使用者の原状回復義務

使用者は、許可期間が満了するときは満了日までに、許可期間の満了を待たずして使用許可財産を返還するときは県が別に指定する日までに、自己の負担により使用許可財産を原状に復し返還しなければなりません。

5 制限事項及び禁止事項

(1) 原状変更行為の制限

使用許可財産について、修繕、模様替えその他これに類する行為を行おうとするときは、事前に文書で県の承認を得なければなりません。

(2) 転貸等の禁止

使用許可財産は、第三者に転貸し、又は担保に供してはなりません。

6 損害賠償及び請求権の放棄

(1) 使用許可財産の毀損及び第三者への損害の取扱い

使用許可財産の全部若しくは一部を毀損したとき、又は使用許可財産の使用により第三者に損害を与えたときは、速やかに県に報告し、その指示を受けて自己の責任及び負担により一切を解決しなければなりません。

(2) 県への損害賠償責任

使用者が許可条件に違反したため県に損害を与えたときは、県の定める損害賠償金を支払わなければなりません。

(3) 有益費等の請求権の放棄

使用者が使用許可財産について支出した有益費、必要費その他の費用については、県に請求することができません。

7 実地検査の実施

県において必要があるときは、使用許可財産について随時実地に検査を実施し、資料の提出等を求め、その他維持及び使用に関し必要な指示を行うものとします。

8 許可の更新

許可期間を更新しようとするときは、許可期間の満了する日の1月前までに申請しなければなりません。

9 その他

その他使用許可財産の使用に係る事項は、県の指示するところによります。

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、
に対して審査請求をすることができます(処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、
を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第16号(規格A4)(第36条関係)

行政財産使用不許可書

群馬県指令 第 号

申請者 住所
氏名

年 月 日付で申請のあった行政財産の使用については、下記の理由により不許可としました。

年 月 日

(許可権限者)

印

記

不許可とした理由

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、
に対して審査請求をすることができます(処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、 を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第17号(規格A4)(第37条の2関係)

行政財産使用許可取消通知書

群馬県達 第 号

(使用者) 様

年 月 日付け群馬県指令第 号で許可した行政財産の使用について、下記のとおり使用の許可を取り消します。

年 月 日

(許可権限者)

印

記

1 使用の許可を取り消す財産の表示

財 産 の 名 称	
財 産 の 所 在	
使用許可面積(数量)	
使 用 人 員	
用 途 指 定	

2 許可を取り消す日

3 許可を取り消す理由

4 取消し後の措置

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、
 に対して審査請求をすることができます(処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、 を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第十九号を次のように改める。

別記様式第19号(規格A4)(第38条関係)

行政財産使用変更許可書

群馬県指令 第 号

使用者 住所
氏名

年 月 日付けで申請のあつた行政財産の使用については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第238条の4第7項の規定により、下記のとおり許可します。

年 月 日

(許可権限者)

印

記

(許可条件)

1 許可の基本事項

財産の名称	
財産の所在	
使用許可面積(数量)	
使用人員	
用途指定	
許可期間	年 月 日から 年 月 日まで

2 使用料及び光熱水費

(1) 使用料の額

使用料は、金 円とします。(年額金 円)

使用料には、消費税及び地方消費税相当額を含みます。

(2) 既納の使用料の不還付

既納の使用料は、県の都合により財産の全部若しくは一部を返還させた場合又は県が使用者の責めに帰することができない理由により財産の全部若しくは一部の使用ができなくなつたと認める場合のほかは、これを還付しません。

(3) 光熱水費の負担

電気、水道、ガス、電話料金等の経費(以下「光熱水費等経費」という。)は、使用者の負担とします。

この負担額については、県の定める基準により算定した額とします。

(4) 法令改正等による使用料及び光熱水費等経費の改定

法令改正等により必要があるときは、使用料及び光熱水費等経費を改定することができるものとします。

(5) 納入方法

使用料及び光熱水費等経費は、県の発行する納入通知書により、その指定期限までに指定場所において納入しなければなりません。

3 許可の取消し

(1) 許可の取消し

県が公用又は公共用に供するため必要があるとき、及び使用者が許可条件に違反したときは、法第238条の4第9項の規定により、使用許可を取り消し、又は変更することがあります。

(2) 許可の取消しに伴う損害の取扱い

県が法第238条の4第9項の規定により、使用許可を取り消し、又は変更した場合において、その取消し又は変更により使用者に損害が生じても、県は、その損害を補償しません。

4 使用許可財産の管理

(1) 使用者の管理義務

使用者は、使用許可財産を常に善良な管理者の注意をもつて維持し、及び保存しなければなりません。

(2) 使用者の原状回復義務

使用者は、許可期間が満了するときは満了日までに、許可期間の満了を待たずして使用許可財産を返還するときは県が別に指定する日までに、自己の負担により使用許可財産を原状に復し返還しなければなりません。

5 制限事項及び禁止事項

(1) 原状変更行為の制限

使用許可財産について、修繕、模様替えその他これに類する行為を行おうとするときは、事前に文書で県の承認を得なければなりません。

(2) 転貸等の禁止

使用許可財産は、第三者に転貸し、又は担保に供してはなりません。

6 損害賠償及び請求権の放棄

(1) 使用許可財産の毀損及び第三者への損害の取扱い

使用許可財産の全部若しくは一部を毀損したとき、又は使用許可財産の使用により第三者に損害を与えたときは、速やかに県に報告し、その指示を受けて自己の責任及び負担により一切を解決しなければなりません。

(2) 県への損害賠償責任

使用者が許可条件に違反したため県に損害を与えたときは、県の定める損害賠償金を支払わなければなりません。

(3) 有益費等の請求権の放棄

使用者が使用許可財産について支出した有益費、必要費その他の費用については、県に請求することができません。

7 実地検査の実施

県において必要があるときは、使用許可財産について随時実地に検査を実施し、資料の提出等を求め、その他維持及び使用に関し必要な指示を行うものとします。

8 許可の更新

許可期間を更新しようとするときは、許可期間の満了する日の1月前までに申請しなければなりません。

9 その他

その他使用許可財産の使用に係る事項は、県の指示するところによります。

(許可の履歴)

この許可は、次の許可の用途、面積、数量及び使用料のうち、
 を変更したものである。

年 月 日付け群馬県指令 第 号の内容

用 途 指 定	
使用許可面積(数量)	
使 用 料	

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、
 に対して審査請求をすることができます(処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、
 を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第四十三条第八号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の別記様式第十五号及び別記様式第十九号による許可書は、それぞれこの規則による改正後の別記様式第十五号及び別記様式第十九号による許可書とみなす。

■ 告 示

◎群馬県告示第72号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

平成28年3月15日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 指定する区域 富岡市七日市字下久保1193番1の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類
 - (1) 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
 - (2) 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称 鉛及びその化合物

◎群馬県告示第73号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成28年3月15日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 吾妻郡東吾妻町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、東吾妻町（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
東吾妻町（次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 吾妻郡東吾妻町（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び東吾妻町役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第74号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月15日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	金井小幡線	甘楽郡甘楽町大字上野字榎木28番の1地先から同郡同町大字小幡字横町987番の1地先まで	前	6.4～15.5	185.5
			後	6.5～20.9	185.5

◎群馬県告示第75号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月15日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	254号	甘楽郡甘楽町大字福島字上町756番地先から同郡同町大字同字久保981番の1地先まで	平成28年3月15日
県道	富岡神流線	甘楽郡甘楽町大字小幡字崇福寺1403番の1地先から同郡同町大字同字上小島田1858番の1地先まで	
	金井小幡線	甘楽郡甘楽町大字上野字榎木28番の1地先から同郡同町大字小幡字横町987番の1地先まで	

◎群馬県告示第76号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月15日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
一般国道	145号	吾妻郡長野原町大字川原畑字戸倉沢2番の2地先から同郡同町大字同字同3番の1地先まで	前	42.4～61.6	7.8
			後	51.9～61.6	7.8

◎群馬県告示第77号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月15日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	145号	吾妻郡長野原町大字川原畑字戸倉沢2番の2地先から同郡同町大字同字同3番の1地先まで	平成28年4月1日

◎群馬県告示第78号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県渋川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月15日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	353号	渋川市赤城町溝呂木字久保屋敷935番の1地先内	平成28年3月15日
		渋川市赤城町持柏木字白黒569番の3地先から同市同字同569番の1地先まで	

県道	津久田停車場前橋線	渋川市赤城町滝沢字御所谷戸397番の1地先から同市同字同386番の1地先まで
----	-----------	--

◎群馬県告示第79号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県太田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月15日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	太田境東線	太田市新田中江田町936番の1地先から同市同835番の2地先まで	平成28年3月15日
	大原境三ツ木線	太田市新田上田中町129番の1地先から同市同194番の1地先まで	

■ 公 告

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)附則第31条第2項の規定に基づき、同法第2条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第42条第1項の規定の例により、平成28年3月4日に農業委員会ネットワーク機構を指定したので、次のとおり公告する。

平成28年3月15日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 名称 群馬県農業会議
- 2 住所 群馬県前橋市大渡町一丁目10番7号
- 3 事務所の所在地 同上

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、みなかみ都市計画下水道(みなかみ公共下水道)の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年3月15日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 みなかみ都市計画下水道 みなかみ公共下水道
- 2 都市計画の変更年月日 平成28年2月22日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部下水環境課及びみなかみ町生活水道課

■ 内水面漁場管理委員会指示

◎群馬県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法第六十七条第一項の規定等による指示(平成16年群馬県内水面漁場管理委員会指示第2号)の一部を次のように改正する。

平成28年3月15日

群馬県内水面漁場管理委員会会長 関 伸 一

2中「平成28年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

◎群馬県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法第六十七条第一項の規定等による指示(平成16年群馬県内水面漁場管理委員会指示第3号)の一部を次のように改正する。

平成28年3月15日

群馬県内水面漁場管理委員会会長 関 伸 一

2中「平成28年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

◎群馬県内水面漁場管理委員会指示第3号

水産動物の保護に係る指示(平成18年群馬県内水面漁場管理委員会指示第3号)の一部を次のように改正する。

平成28年3月15日

群馬県内水面漁場管理委員会会長 関 伸 一

2中「平成28年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

■ 落 札

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成28年3月15日

群馬県警察本部長 小田部 耕 治

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 住宅地図電子データ賃借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県警察本部警務部情報管理課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成28年2月29日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 株式会社ゼンリン関東エリア統括部前橋営業所 群馬県前橋市古市町一丁目11番12号
- 5 随意契約に係る契約金額 31,033,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号該当

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
